

水道行政の最近の動向



1. 新水道ビジョンの推進について

新水道ビジョンの策定

平成16年6月 水道ビジョンを策定

水道のあるべき将来像について、関係者が共通の目標を持ち、その実現に向けて取り組んでいくための具体的な施策や工程を示す。

～ 水道ビジョン(平成16年6月)の策定から8年以上が経過 ～

- 東日本大震災による水道施設の大規模な被災の経験
- 人口減少社会の到来により事業環境が一層厳しくなる懸念

平成24年2月から新水道ビジョンの検討を開始

新水道ビジョン(平成25年3月公表)

枚挙にいとまがない課題

- ・給水人口・給水量、料金収入の減少
- ・水道施設の更新需要の増大
- ・水道水源の水質リスクの増大
- ・職員数減少によるサービス水準の影響
- ・東日本大震災を踏まえた危機管理対策

【 基本理念 】

地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道

取組みの方向性

安全

安全な水の供給

強靱

強靱な水道の構築

持続

持続性の確保

方策推進の要素

挑戦

将来の課題に挑戦する意識を持って取り組むこと

連携

関係者間の連携によって方策を推進すること

方策の推進

役割分担の明示

- ✓ 都道府県ビジョンの策定
- ✓ 水道事業ビジョンの策定

各種方策の推進(例)

- ✓ アセットマネジメントの徹底
- ✓ 水道施設のレベルアップ
 - ・施設更新、耐震化
- ✓ 広域化・官民連携等による組織力アップ

新水道ビジョンの推進

水道の理想像	<h2>安全</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して飲める水道 ・適正な水質管理体制 ・統合的アプローチによる対応 	<h2>強靱</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に対応できる水道 ・適切な施設更新、耐震化 ・被災してもしなやかに対応 	<h2>持続</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・国民から信頼され続ける水道 ・長期的に安定した事業基盤 ・人口減少社会を踏まえた対応
<p>○「挑戦」の意識・姿勢 ○関係者間の「連携」</p>			
当面の目標点	<p>水道関係者の連携により、全ての水道が安全な水を確保</p>	<p>全ての水道事業者が、最重要給水拠点に関する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了</p>	<p>全ての水道事業者が、資産管理(アセットマネジメント)を実施</p>
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な水源の保全と確保 ○ 水源に応じた水道施設の整備 ○ 浄水処理における水質管理 ○ 水質情報の需要への広報・周知体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全水道施設の耐震化を段階的に実施 ○ 災害時においても、必要最小限の供給を可能とするため、給水拠点となる施設の強化 ○ 災害時に関係者との連携による応急給水・応急復旧活動が展開できる給水手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設全体を細やかに管理・運営 ○ 老朽化施設の更新 ○ 持続的な経営に必要な財政基盤の強化 ○ 基幹的な業務に携わる専門性を有した職員の確保

新水道ビジョン推進協議会

新水道ビジョンに示された各種方策を推進するため、方策の実施主体となる関係者が実施状況を共有し、密接に連携するための枠組みとして開催。

新水道ビジョン推進協議会

構成メンバー

- ・ (公財) 給水工事技術振興財団
- ・ 厚生労働省健康局水道課
- ・ 国立保健医療科学院
- ・ (一社) 水道運営管理協会
- ・ (公財) 水道技術研究センター
- ・ 全国簡易水道協議会
- ・ (一社) 全国給水衛生検査協会
- ・ 全国管工事業協同組合連合会
- ・ (公社) 日本水道協会
- ・ (一社) 日本水道工業団体連合会
- ・ 学識者

活動イメージ

これまでの取り組み

- 4回開催
(H25.8、H26.1、H26.3、H27.1)
- 先進事例の収集
- ロードマップ策定 (H26.5)
- ウェブサイトの開設 (H26.12)
- 進捗状況の共有、連携施策の検討

今後の活動

- フォローアップ、連携施策具体化
- ロードマップのリバイス

連携

様々な機会において情報を共有

行政機関 (都道府県)

水道事業者

大学・研究機関

個別検討事項

安全

強靱

持続

挑戦

新水道ビジョン
ロードマップ

新水道ビジョンを踏まえた施策の推進とフォローアップ

新水道ビジョン推進に関する地域懇談会

1 開催概要

全国各地の水道事業者等による各種推進方策について、その取り組みの内容を都道府県及び水道事業の担当者らが情報共有するとともに、全国的に広くそれを発信して、地域内の連携を図り、新水道ビジョンに示した施策を積極的に推進することを目的とし、厚生労働省の主催で開催。

2 開催趣旨

各地域における先進的な取り組みを実施している水道事業におけるキーマンをゲストスピーカーとして招聘し、話題提供をいただくとともに、比較的少人数でのフリーディスカッションを展開して、課題解決へのヒントを探る。

3 開催状況

平成25・26年に全国6箇所（北海道・東北、関東、中部・北陸、関西、中国・四国、九州）で実施。27年度もさらに発展させる形で開催テーマ設定を行い、各地区で開催。



ゲストスピーカーのテーマごとに3コーナーに分かれてディスカッション（盛岡市にて）

2. 平成27年度予算案等

平成27年度水道施設整備関係予算案

(単位：百万円)

区 分	平 成 2 6 年 度 予 算 額 A	平 成 2 7 年 度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対 前 年 度 率 (%) B/A
水道施設整備費	(86,821) 40,730	(72,516) 47,305	6,575	116.1
簡 易 水 道	(27,465) 13,853	(16,155) 14,155	302	102.2
上 水 道	(43,590) 11,513	(12,701) 11,201	△ 312	97.3
指導監督事務費等	(91) 91	(100) 100	9	109.9
災 害 復 旧 費	(752) 350	(561) 350	0	100.0
耐震化等交付金	0	(26,500) 5,000	5,000	—
東日本大震災	(14,923) 14,923	(16,498) 16,498	1,575	110.6
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除いた場合	(71,146) 25,457	(55,457) 30,457	5,000	119.6

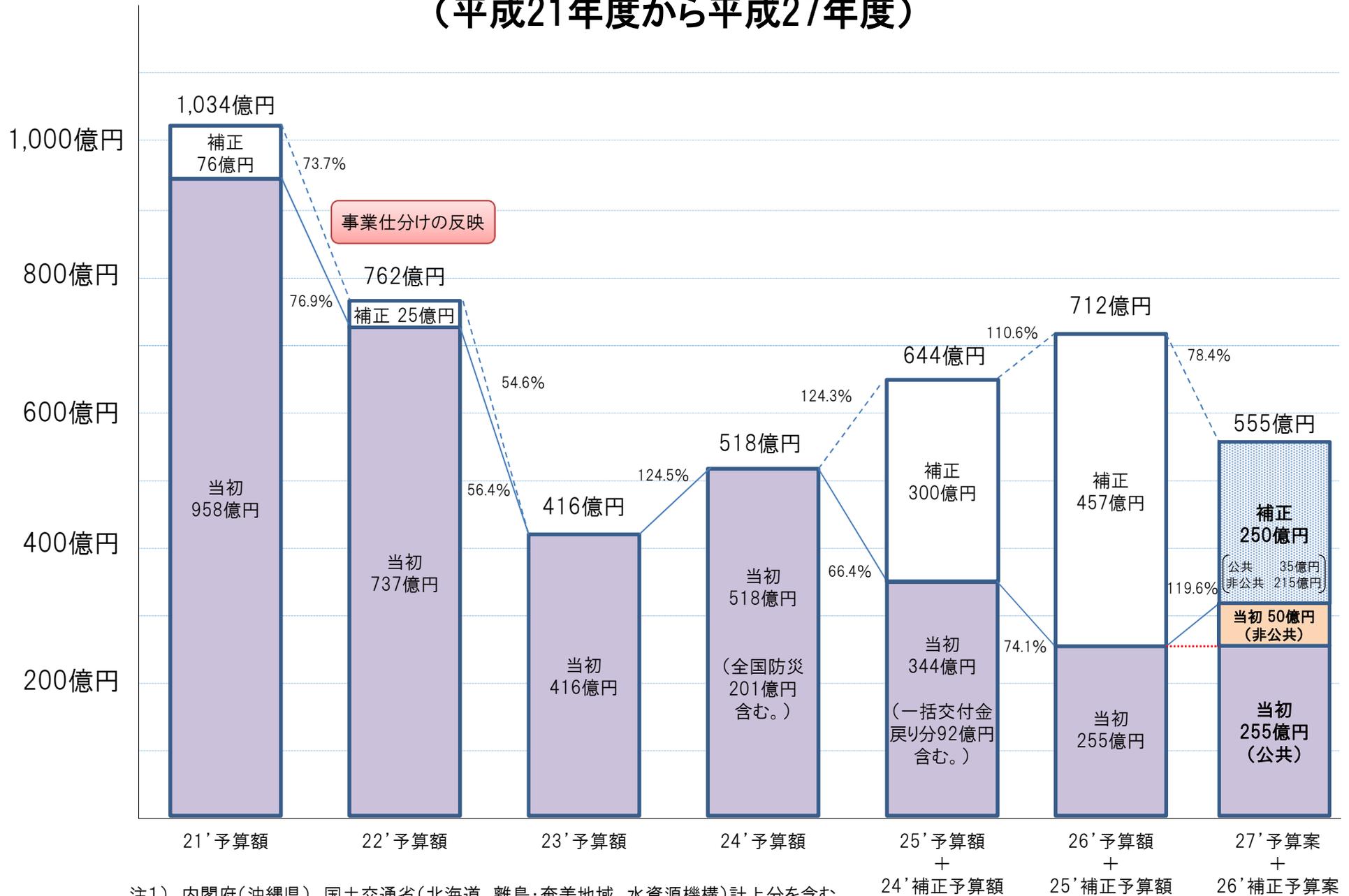
注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：平成26年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成25年度補正予算額を含む。

注3)：平成27年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成26年度補正予算案を含む。

注4)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度から平成27年度)



注1) 内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。
 注2) 億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない

平成27年度水道施設整備関係予算案事業概要

1. 水道施設整備費補助

27年度予算案：255億円（うち厚生労働省計上分：146億円）

26年度予算額：255億円（うち厚生労働省計上分：146億円）

ダム等の水道水源開発や病原性原虫等の不安や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図るための簡易水道の施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】1/2, 4/10, 1/3, 1/4

新2. 生活基盤施設耐震化等交付金（仮称）（厚生労働省計上）

27年度予算案：50億円

26年度予算額：一億円

国民生活に密接に関係する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化を推進するとともに水道事業の広域化を推進し、水道施設の効率化や人員体制の集約化を図り水道事業体の運営基盤を強化するための施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【交付先】都道府県（都道府県がとりまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき、耐震化対策等に要する経費の一部を交付）

【交付率】水道施設：1/2, 4/10, 1/3, 1/4

保健衛生施設等：3/4, 2/3, 1/2, 1/3, 定額

（参考）平成26年度補正予算案

水道施設の耐震化対策等

250億円

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設等について、地方公共団体が実施する耐震化を推進するため、新たな交付金を創設するとともに、高度浄水施設等の整備に要する費用に対して補助を行う。

水道施設災害復旧事業

2億円

平成26年8月に発生した大雨等により被災した水道施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。

3. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】（復興庁一括計上）

27年度予算案：165億円

26年度予算額：149億円

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成27年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助率】80/100～90/100（財政援助法による嵩上げ）、1/2

生活基盤施設耐震化等交付金（仮称）

平成26年度補正予算 215億円
平成27年度当初予算 50億円

背景

水道は、災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであり、保健衛生施設等についても、疾病の予防・治療等の拠点となる重要な施設であることから、地域住民の社会生活基盤として、災害時においても機能を維持する必要がある。

概要

- ◇ 地方公共団体等（都道府県、市町村、一部事務組合等）が整備を行う、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等を推進するため、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金を創設。
- ◇ 都道府県が取りまとめた水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等に関する事業計画に基づき一体的に支援。
- ◇ 安定した水の供給を図るとともに地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

新たな交付金制度

【内容】

都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき耐震化対策に要する経費の一部を交付。

【対象施設】

○水道施設

災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築する。

【簡易水道事業に係る施設、上水道事業に係る施設 等】

○保健衛生施設等

災害時でも地域住民の健康増進及び疾病予防・治療などの拠点としての機能を維持する。

【精神科病院、原爆被爆者保健福祉施設 等】

水道管の更新・耐震化



水道管の地震被害



東日本大震災における継手離脱

3. 地方分権改革について

地方分権改革における水道法における水道事業の認可権限移譲

1 権限移譲の方針

広島県、中国知事会等7団体から、都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するため、水道事業の認可に関する国の権限を都道府県へ移譲する提案が寄せられ、平成26年10月29日に開催された分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において、関係府省の対応方針を公表したところ。対応方針については、平成27年1月30日に閣議決定された。

○対応方針

広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業及び水道用水供給事業(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

※意欲的な都道府県に対して水道事業の認可権限を移譲することで、老朽化施設の更新・耐震化、広域化の推進等による水道事業の基盤強化について都道府県の主導権発揮を促し、持続的可能な水道事業運営の推進を図る。

2 基盤強化に関する計画策定について

都道府県が主体となって、**水道事業の広域化、施設の計画的更新・耐震化、水質管理の強化**といった重要施策を推進するために、これらの施策を含めた都道府県による水道事業基盤強化計画の策定を権限委譲の前提条件とする。

3 手挙げ方式による権限移譲について

各都道府県における、重要施策の推進体制及び水道事業の監視体制にはばらつきがあるといった課題もあるため、業務の監視体制や広域化等を推進する取組に関する一定の条件を満たし、権限の移譲を希望する都道府県に対して、**手挙げ方式による権限移譲**を行うこととする。

水道法第46条の都道府県への権限移譲規定を根拠にして、水道事業の認可等の権限について、厚生労働大臣が指定する都道府県が行うことにする規定を設けることを検討する。

4 今後の進め方について

対応方針の閣議決定を踏まえ、地方分権改革に関する制度改正と併せて所要の改正を行い、施行の準備を行う。

権限移譲を認める一定の条件(水道事業基盤強化計画に定めるべき事項、都道府県の監視体制等)について具体化する検討を行う。

4. 水道施設の計画的更新・耐震化 について

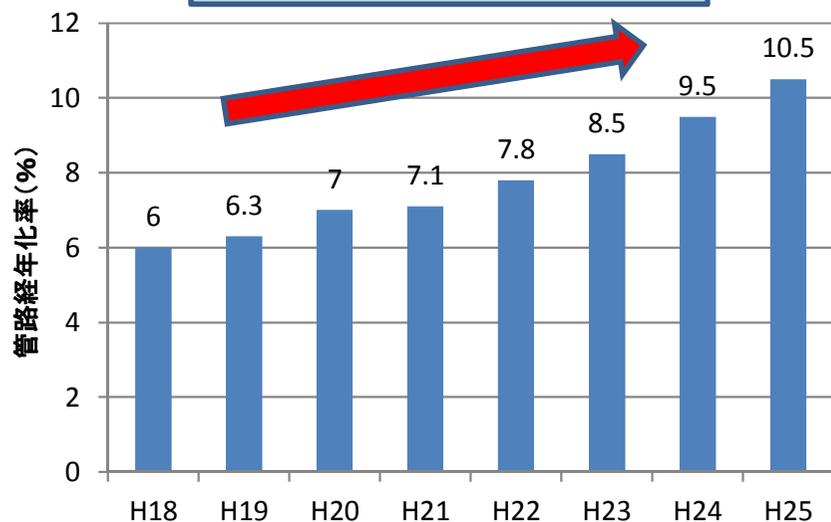
管路の老朽化の現状と課題

- 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇すると見込まれる。

管路経年化率(%)

$$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、経年化率が上昇。
→ 老朽化が進行

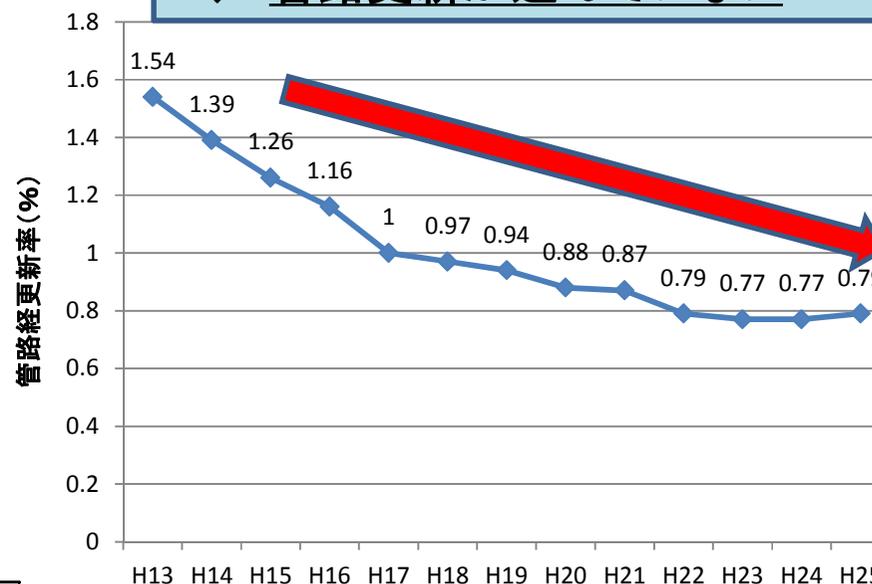


H25年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路更新率	0.86%	0.64%	0.79%
管路経年化率	12.0%	7.2%	10.5%

管路更新率(%)

$$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、更新率が低下し、近年は横ばい。
→ 管路更新が進んでいない

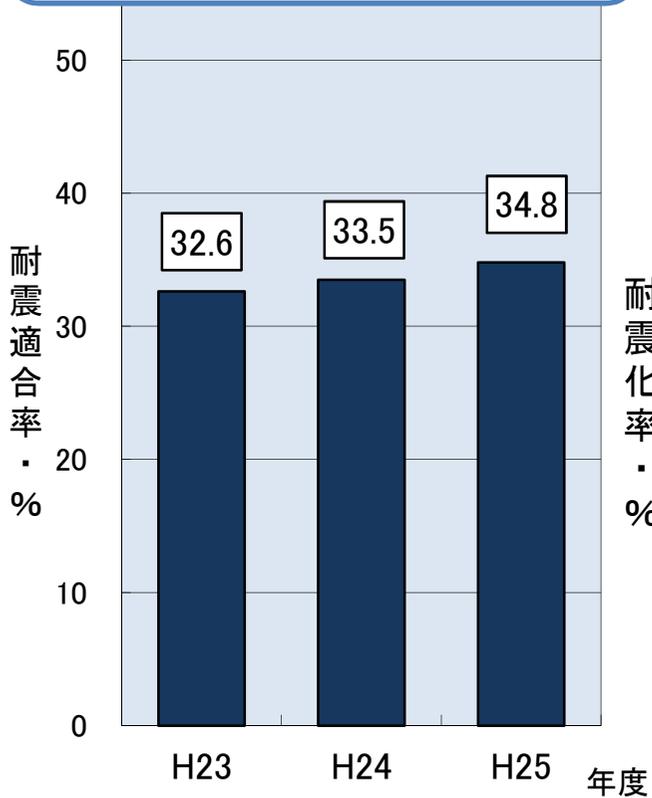


○H25年度の管路更新率0.79%から単純に計算すると、全ての管路を更新するのに約130年かかると想定される。

水道施設における耐震化の状況（平成25年度末）

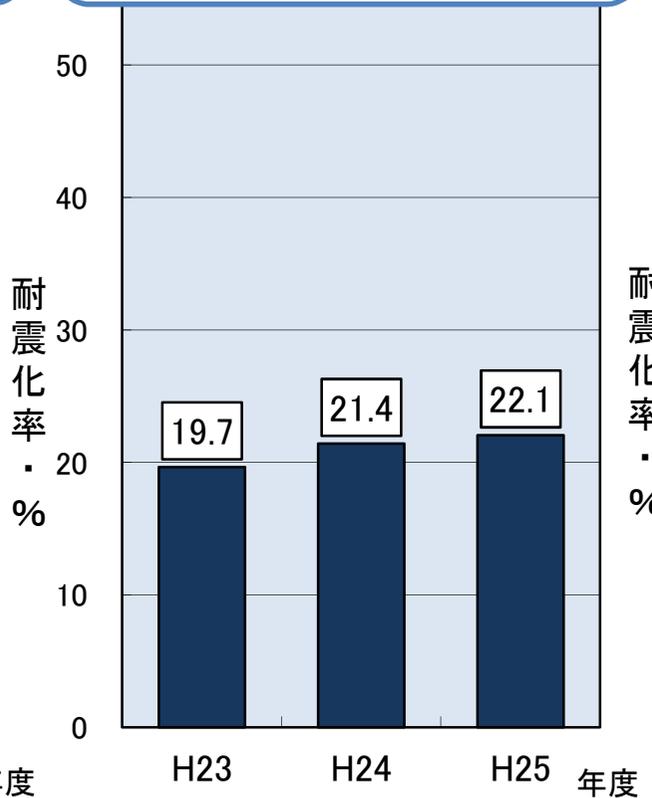
基幹管路

- 平成24年度から1.3ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。



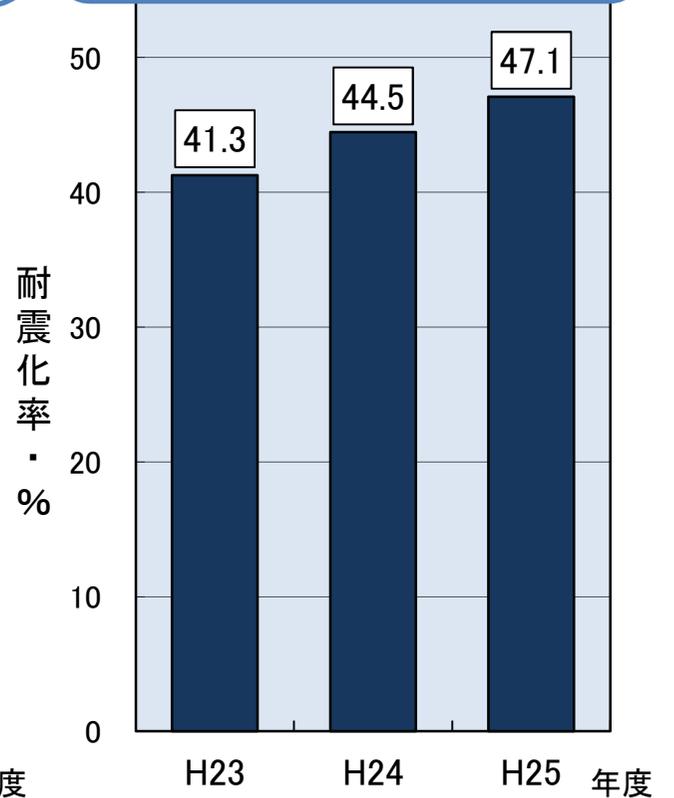
浄水施設

- 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。



配水池

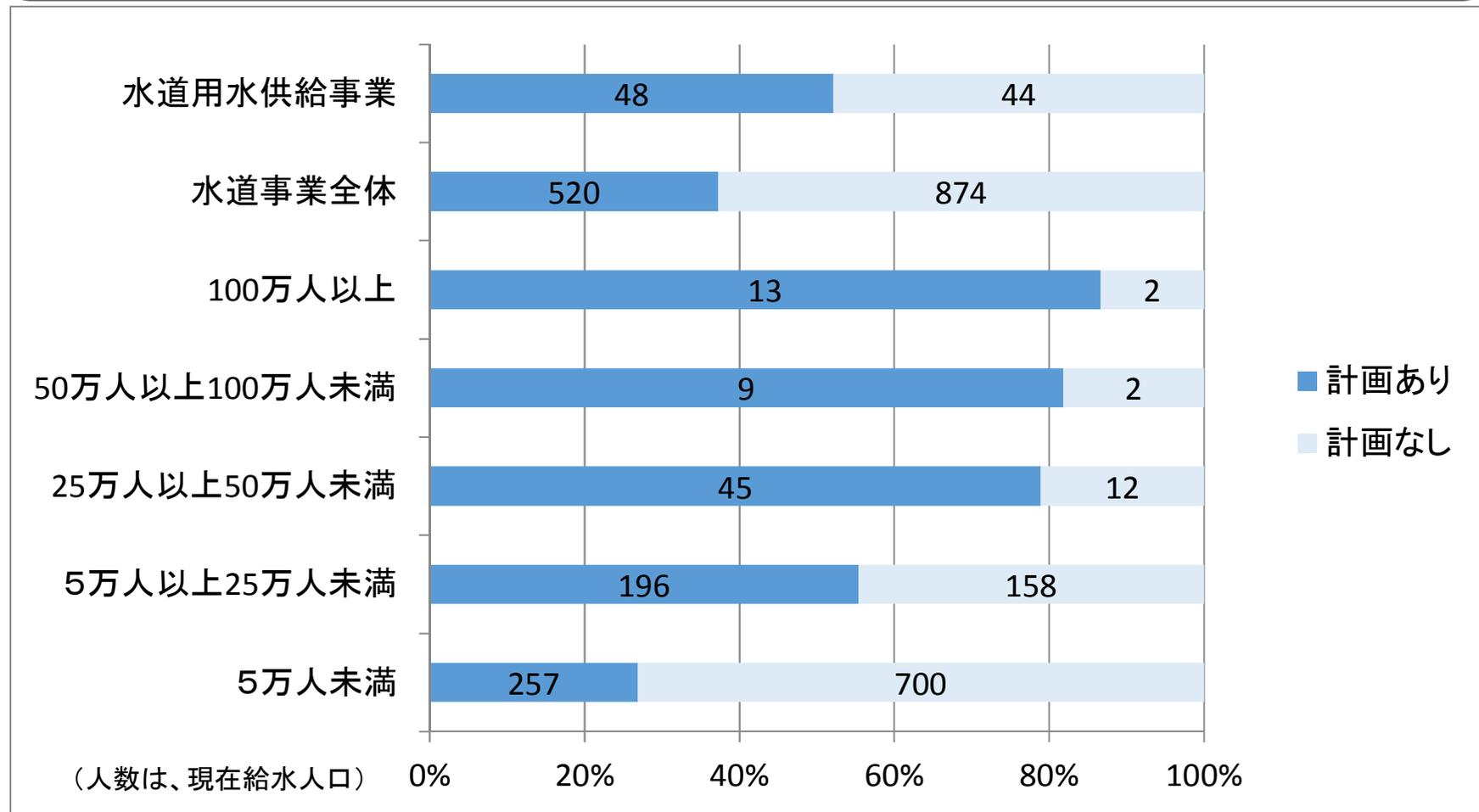
- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



耐震化計画の策定状況（平成25年度調査）

【基幹管路における耐震化計画策定状況】

耐震化計画策定指針の策定を通じて、水道事業体の耐震化計画の策定支援を行っているものの、中小水道事業体を中心に耐震化計画策定率は低い状況にあり、水道施設の耐震化を全国的に進めていくためにも、策定率を向上していく必要がある。



厚生労働省のアセットマネジメントに関する取り組み

- 厚生労働省は、平成21年7月7日に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成
- 中小規模の水道事業者においては、手引きが詳しいためすぐに実践するには活用しにくい面もあると考えられることから、アセットマネジメント実践のための「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表
- 平成25年度は、都道府県単位で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、平成25年度中に45都道府県で開催。
- 平成25年度の全体の実施率は平成24年から1年で22.2ポイント上昇(399事業者が簡易支援ツールを使用してアセットマネジメントの実施、検討)。

アセットマネジメントの実施状況

(単位:事業者数)

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	調査事業者数	958	209	144	57	26	92	1,486
	実施事業者数	348	145	126	53	26	69	767
	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100%	75.0%	51.6%
H24からH25への割合の伸び(ポイント)		23.8	23.0	21.3	20.9	16.0	8.0	22.2

注)実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

(平成26年1月末時点)17

国土強靱化基本計画(平成26年6月3日 閣議決定)

国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針。脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める。

(水道関係の記述)

- ◆ ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信)の管路や施設の耐震化、各家庭・地方公共団体等における飲料水等の備蓄、代替機能の確保を図る。

国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)

基本計画に記載されたプログラムごとの脆弱性評価、各プログラムの推進計画、プログラム推進のための主要施策の各事項を明らかにするもの。

(水道関係の記述)

- ◆ 耐震化を推進するとともに、都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進 (業績指標) 基幹管路の耐震適合率 34%(H24)→50%(H34)
- ◆ 各水道事業者が耐震化計画の策定を進め、これに基づいて基幹となる管路や配水池、浄水施設に加え、断水エリア、断水日数の影響が大きい施設、管路を優先して耐震化を進める。また、重要度の高い施設(病院、避難所等)を設定し、これらの施設への供給ラインから優先的に耐震化を実施する。
- ◆ 水道事業を経営する地方公共団体間における共同訓練等、応急給水の準備対応に資する連携強化、住民との訓練、避難所や応急給水場所の周知を図る。
- ◆ 自家発電設備等の整備促進、省電力化、配水池の増強、再生可能エネルギーの導入等を促進する。

5. 官民連携について

成長戦略改訂版（「日本再興戦略」改訂2014） （平成26年6月24日閣議決定）

成長戦略(日本再興戦略)...安倍政権「三本の矢」(※)のひとつ。

※①大胆な金融政策 ②機動的な財政政策 ③民間投資を喚起する成長戦略

以下の4つの視点をベースにして、規制緩和等によって、民間企業や個人が真の実力を発揮するための方策をまとめたものであり、日本経済を持続的成長に導く道筋を示している。(平成25年6月策定、平成26年6月改訂)

- ・投資の促進
- ・人材の活躍強化
- ・新たな市場の創出
- ・世界経済とのさらなる統合

(水道関係の記述)

○PPP/PFIの活用(抜粋)

①集中強化期間における重点分野、件数等の数値目標の明示

- ・集中強化期間(～2016年度末)における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標(空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を設定する。

②事業環境整備等

- ・水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。

水道事業における官民連携(PPP/PFI)推進に向けて

- 水道事業者の運営基盤の強化を図るために、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用するPPP(官民連携)への期待が高まっている。
- 我が国の水道事業では、比較的大規模な水道事業に多くみられ、PFI導入事例はこれまで12件となっている。
- 厚生労働省においては、PFIなど多様な連携形態による官民連携を進めるために以下の取組等を実施。

・「水道分野における官民連携推進協議会」の開催

PFIを含む多様な連携形態に関する情報交換等を行うことにより、水道事業者等と民間事業者の連携推進を図るため、平成22年度から経済産業省との共催により「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地で毎回約100～200名の出席者のもと開催。

今年度は、東京、新潟、仙台で実施。平成27年2月に福岡において実施予定。



・「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成（平成26年3月）

従来のPFI導入検討の手引き等を再編し、公共施設等運営権制度(コンセッション方式)の導入に向けた内容の充実を図った。

- ・地方公共団体が実施する水道事業におけるPFI等の導入に向けた調整、計画作成等に対して支援を行うための来年度予算を要求。